

## 千葉市職員措置請求（21千監(住)第6号）に係る監査の結果について

1 請求人 市民オンブズ千葉 代表幹事 漆原 勉 村越 啓雄

2 請求日 平成22年1月25日

### 3 請求内容

各議員への政務調査費のうち目的外支出額合計11,761,083円を、「千葉市議会政務調査費の交付に関する条例」第12条第2項により千葉市への返還を請求するよう勧告されたい。

### 4 監査対象事項

自由民主党千葉市議会議員団、民主党千葉市議会議員団に所属する24名の議員及び熊谷俊人前議員に対し当時の市長が交付した平成20年度の政務調査費が、違法又は不当な公金の支出に該当するか否か。

### 5 監査結果

#### (1) 結論

本件監査請求には一部理由があるものと認め、自治法第242条第4項の規定に基づき、次のとおり勧告する。

市長は、別表整理番号1から14までに記載の各議員に対し、条例第12条第2項の規定に基づき、平成22年4月30日までに同表返還を要する額の欄中に記載する額の返還を命ずるなど必要な措置を講じること。

(単位：円)

	監査請求額	目的外使用と認める額	返還済の額	返還を要する額
事務所関係経費	7,080,252	5,185,084	256,715	4,928,369
その他の経費	4,680,831	159,106	159,106	—
合計	11,761,083	5,344,190	415,821	4,928,369

#### (2) 理由（要旨）

##### ア 事務所関係経費について

政務調査のみを行う事務所というのは通常考えられず、事務所関係経費のうち事務所費は、裁判例に準拠するとマニュアルによる2分の1の按分率が適当であるが、人件費は、非常勤職員1名分の低額の賃金などを同じ按分率とすることは公平な取扱いとは言い難く、実情を考慮した按分が許容されるべきと考える。

監査委員として適正と考える各議員の事務所関係経費の額は、事務所費が概ね支出額の2分の1、人件費が概ね支出額の4分の3であり、本件支出額との差額は目的外支出に当たる。

##### イ 新聞購読料について

宍倉議員、森議員、三瓶議員、山浦議員及び熊谷前議員の5議員を除く14議員は、少なくとも1紙分を自己負担で購読しているところであり、問題はない。

また、熊谷前議員は21千監(住)第5号において既に判断しており、使途基準に合致する。

残る4議員のうち、森議員は熊谷前議員と同様で問題はない。他方、宍倉議員、三瓶議員及び山浦議員は問題があると言えるが、自宅で購読している1紙分について返還されたので、市に損害はない。

##### ウ ホームページ作成・更新に係る広報費について

熊谷前議員他4名のホームページの内容は「広報費」の使途基準に沿うものであり、按分を要するとは認められない。また、向後議員のホームページの作成に係る費用は、他の議員のホームページの費用に比して特段高額なものであるとは認められない。

エ 映画会について

本件映画会は、教科書問題についての市民の歴史認識を深めることを主たる目的とするものであって、市民からの意見聴取や市民の認識を把握することは派生的な目的と言わざるを得ず、政務調査費として認められるのは4分の1程度に止まり、本件支出額との差額は目的外支出である。しかしながら、これについては返還されたので、市に損害はない。

オ 日本会議首都圏地方議員懇談会について

同会議の維持運営のための会費を政務調査費で賄うことはできないが、平成20年度の当該懇談会の内容は、新教育基本法や自治基本条例についての勉強会とされている。そのような内容であれば、当該テーマは市政とも無関係ではなく、宍倉議員自身も市の教育施策について議会でも取り上げているところであるから、研修会を主とする懇談会の出席費用として使途基準に合致する。

カ 「川村ひろあき活動レポート」について

レポートの発行に係る経費は、使途基準に合致しないとは言えない。ただし、川村議員の本件収支報告は、制度の趣旨を踏まえたものではなく、今後改善することが必要である。

キ 法律相談会費用について

法律相談を通じ市民生活の実情や市の施策に係る様々な問題について得られる成果を考慮すれば、2分の1の按分も認められる。したがって、政務調査費から支出された当該費用は、全て使途基準に合致する。

ク 「連合千葉議員団会議」会費について

連合千葉議員団会議における議員活動は、調査研究活動及びその他の議員活動の両者がありその割合は各々不明確であることから、各議員とも年会費の2分の1を政務調査費としているが、按分率はマニュアルに記載のとおりであり、その算定は適切なものとする。したがって、政務調査費から支出された当該会費は、全て使途基準に合致する。

ケ 日本行政書士政治連盟の懇談会について

対象経費は会費のみでマニュアルに適合しており問題なく、使途基準に合致する。

(3) 意見（要旨）

ア 同族会社等との賃貸借契約や親族の雇用について

事務所の賃貸人が自らが代表者である企業である場合や、補助職員が議員の親族である場合など、特別な関係を有する者との間の契約は、支出金額の相当性や雇用の理由付けについて適切なものであることが求められている。

議会においては、その自律性を発揮し、これらの賃借や雇用についてその価格の相当性を確認するなどの調査を行い、必要に応じて適切な措置を講じることが望ましい。

イ 収支報告書の提出の取扱いについて

現状では議会事務局は市長の事務を執行している立場から、議長から市長への収支報告書の受理の決裁は議会事務局長が行っているが、このような取扱いは政務調査費の適正使用のチェック機能という観点からすると、好ましいとは言えない。

市長事務部局のいずれかの組織を収支報告書の受理所管と定め、政務調査費の支出に係る事務執行について当該所管と議会事務局とがそれぞれ適切な役割を果たすことが望ましい。

ウ マニュアルの見直しについて

事務所費の箇所政務調査専用の事務所を予定しているような表現のあることや、人件費の箇所親族の親等数が定められていないなど、マニュアルには明確さを欠く部分が見受けられる。今後速やかにマニュアルの見直しを図りたい。

※詳細は、別添の千葉市監査委員告示第5号をご覧ください。